

別記様式第1号(第四関係)

たくま
宅間地区活性化計画

愛 媛 県
愛媛県今治市

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宅間地区活性化計画	市町村名	今治市	地区名	宅間本村地区	計画期間	H25～H28
都道府県名	愛媛県						

目 標 :

本事業の実施により農業用排水施設を整備し、農業用水の安定供給や維持管理労力の軽減を図ることで、高齢者にもやさしい農業を展開し農業の持続的な保全と地域の活性化を促進することにより、地域住民の定住化を図る。

具体的には、人口減少率4.4%(H21～H24)を3.4%(H25～H28)に低下させることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区が属する今治市は、愛媛県北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と瀬戸内海に浮かぶ大小100あまりの島々で形成された越智諸島及び関前諸島からなり、東は燧灘、西条市に面し、北は越智諸島を経て広島県瀬戸田町に、西南は芸予諸島を経て広島県竹原市に相応し、南東～南西は松山市に隣接している。

旧乃万村の宅間本村地区は、なだらかな花崗岩の丘陵地の間に谷底平野が広がり、集落は丘陵の麓の高燥地に立地している。住民の生業は谷底平野で米・麦の二毛作を営むかたわら、集落背後の丘陵地の畑を利用して野菜栽培にいそしんできた。

気候は瀬戸内海気候に属し、年平均気温15℃、年間平均降水量1,200mm程度の比較的温暖な気候に恵まれているが、土壌は琴浜統で母材は非固結水成岩で形成される砂質土壌である。

現状と課題

本地区の平野部では水稻の栽培が中心であり、丘陵部では温州みかんなどの柑橘類や大根などの野菜類の栽培が盛んな地域である。また、近年の防災意識の高まりにより、ため池等の農業用施設の改修は進んでいるが、地区内の用排水路や取水施設については、老朽化したものや未改修のものが散在し、農業用水の安定供給や適切な配水管理が困難な状況となっている。また、それに伴い離農・高齢化による遊休農地の増加や農業生産力の低下等への対策が重要な課題となっている。

今後の展開方向等

- ①農業用排水施設を計画的に整備することにより、農業用水の安定供給を図り農業生産性の向上及び遊休農地増加の抑制を図る。
- ②取水施設等、未改修の施設を整備することにより、適切な配水管理が可能となり営農経費の節減による農業生産の低コスト化を図る。
- ③維持管理等労力の軽減により、高齢者・離農者・新規就農者の再就農促進を図る。

これらの施策を実施し地域の活性化を促進することにより、農業従事者の定住化を図り定住人口の増加を促進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
今治市	宅間本村地区	基盤整備(農業用排水施設)	今治市	有	イ	H25年度～H28年度

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
今治市	宅間地区	農村地域防災減災事業	愛媛県	H27年度～H30年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

宅間地区(愛媛県今治市)	区域面積	338ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係:当該区域の面積338haのうち、農林野面積は297haで87.9%を占め、就業者415人のうち農家人口は37人で8.9%を占めており、農業は主要な産業である。 本地区の活性化計画区域は、同一生活圏である宅間集落とする。</p> <p style="text-align: right;">平成22年国勢調査・2010年農林業センサス・今治市「地図情報システム」</p>		
<p>②法第3条第2号関係:人口の動態は、H21からH24においては、総人口948人から906人で、人口減少率は4.4%であり、良質な米等の農産物の供給源でありながら、地域の農業従事者は高齢化が進み、後継者不足が深刻である。 本計画は、農業振興地域整備計画等の管理計画にも明記された内容となっており、整合性が図られている。 これらにより、活性化のためには、農業従事者の定住等を促進することが必要不可欠な区域である。</p> <p style="text-align: right;">「住民台帳」平成24年4月30日現在</p>		
<p>③法第3条第3号関係:計画区域は、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度(平成29年度)の9月末までに、愛媛県農地整備課、及び今治市農業土木課において、活性化計画の目標である平成29年4月末日における定住人口を今治市住民台帳により確認し、第三者(乃万公民館長 予定)による評価により検証する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
愛媛県(代表)	H25 ~ H28
今治市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
今治市農水港湾部農業土木課	0898-36-1543	0898-32-5266	noudo@imabari-city.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (宅間本村地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	19.7ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が 確保された農地の面積(ha) = 19.7ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は、旧今治市の西部に位置し、宅間川と国道196号線の間広がる平野部では水稲、丘陵部では温州みかんなどの柑橘類や大根などの野菜類の栽培が盛んな地域である。その主な水源である古池は集水区域が狭小であるため、重度の用水不足に陥ったことから、昭和6年に導水路(トンネル)を整備し用水確保に多大な貢献をしている。しかし経年劣化により崩落や土砂堆積が進んでおり、用水の確保や維持管理が困難となっている。また、宅間川にある取水堰は角落とし堰であり維持管理や施設管理の安全性に問題がある。そのため、本事業を行うことにより、農業用水の安定供給による生産性の向上及び遊休農地増加の抑制、配水操作が安全で容易になることにより維持管理労力の軽減と施設管理の安全性の向上が図られ、地域の活性化が促進されるのもである。 よって、農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積を数値目標として設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
—	—	—
事業活用活性化計画目標の設定根拠 —		

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当なし			

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県・今治市		
計画期間 実施期間	H25～H28 H25～H28	総事業費(交付金)	110,000千円(55,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農業用排水施設の整備による安定した農業用水の確保により、担い手が定着できる農業経営を確立するとともに、農地・農業施設の維持保全と農業用水の持つ多面的機能により農業振興と調和の取れた住環境を整備し農村の活性化を目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	農業振興地域整備計画書(平成19年7月策定)等の管理計画にも明記された内容であり関連施策との連携、配慮、調和等を図り計画している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地元代表者と現地調査のうえ協議等を行い、目標設定において合意形成がなされている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	本事業の関係権利者には、女性も含まれており、活性化計画策定の際、説明会等で女性からの意見を聞き、活性化計画に反映している。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体の今治市及び集落において事業の推進体制は整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域の用水路及び取水施設整備により、農業従事者の維持管理労力の軽減及び農業用水の安定確保と優良農地が維持保全され、農家人口の定住促進を図ることとしており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	事業内容は農業用排水施設であり、関係者の耕作期間や意見調整が必要となるため、計画期間4年、実施期間4年は、ともに適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付要望額 = 55,000千円 交付限度額 = 110,000千円 × 交付額算定交付率50% = 55,000千円であり範囲内である。

2 個別事業について(宅間本村地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、水路(函渠(鉄筋コンクリート))17年、水門14年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は5.58である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体(市)と、事業メニュー①農業用排水施設の事業内容の要件(受益面積19.7ha \geq 5ha、 受益戸数126戸\geq2戸 、農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	今治市が施工し、各集落において維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する状況の聞き取りなどを行っている。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事の価格積算要領に基づき算出しており、適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済性に優れたコンクリート二次製品を選定するなど、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地等となる恐れがある地権者には、事前に内諾を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	今治市において、起債計画に関して十分検討・調整を行っている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札に付す案件については、今治市一般競争入札実施要領に明記しており、また、指名競争入札に付す案件についてはHP等において公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、 宅間 集落において適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工等の予定はない。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業への重複申請はない。(予定も含む。)